

レディースクラス 会員契約書

湘南格闘クラブ

Fujisawa

- 第1条 本契約は_____（以下甲とする）と湘南格闘クラブ（以下乙とする）との間で締結された。
- 第2条 乙は甲の対し、別に定めるスケジュールの通り行う練習に参加する権利を保障する。
甲は乙の練習への参加不参加を問わず、乙の定める方法で毎月以下の会費を支払う。
週1回の方 6,000円
月会費は、毎月26日所定の銀行口座より自動振替（前納制）とする。
一度納入された会費等は、理由の如何に関わらず返金しないものとする。
- 第3条 甲は乙に入会するにあたり、別に定める入会金を支払う
- 第4条 甲は乙に入会するにあたり、乙の指定するスポーツ保険に加入する義務を有する。
- 第5条 甲は乙の定める会則を厳守しなければならない。
- 第6条 甲が退会と本契約の修了を希望する場合は、乙の定める所定の手続き（①退会届けの提出、②会費滞納分の支払い）を完了させなければならない。所定の手続きが完了するまではいかなる理由があろうとも、甲は乙に対して第2条に定める会費を毎月支払う義務を有する。
退会の手続きは、希望月の35日前までとする。
- 第7条 甲は長期間、練習にこられない場合は、乙の定める所定の手続きを行い休会する事が出来る。
休会費は1ヶ月1,000円とする。休会の手続きは希望月の35日前までとする。
- 第8条 本契約の期間は1年を基本とし、期間中に第7条に定める退会手続きがない場合は、本契約は自動的に延長されるものとする。
- 第9条 甲の転居、転職、就職、進学などで入会申込時に申請した内容に変更があった場合、甲はすみやかに、これを乙に届ける義務を有する。
- 第10条 乙は、甲が以下の行為を行った場合に、乙の判断によって甲を乙の期間から強制的に退会又は除名とする事が出来る。
(1) 甲が乙の会則を厳守しなかった時
(2) 甲が乙の名誉を傷つけた時
(3) 甲が乙の期間に相応しくない時
- 第11条 甲は乙の所有する施設および器物に対して、損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合、乙はこれに対する修理費用、およびこれにより発生する損害賠償を甲に請求する事が出来る。
- 第12条 乙が主宰する練習及び試合、行事において、甲が死亡または負傷した場合、事故を起こした場合、乙は第4条に定める保険の範囲内でこれに対応するものとし、これを超える部分に関しては甲の自己責任とする。
甲が第4条に定める保険に未加入の場合、これらの死亡、負傷、自己に関する治療費及び損害賠償はすべて甲の自己責任とする。
- 第13条 本契約に関し、甲と乙の間に生ずる全ての紛争は、日本国憲法の下、乙の所在する地区の裁判所にて審議を受けるものとする。

甲： _____ 印

甲の保護者/保証人： _____ 印

乙： 湘南格闘クラブ 岡林 章

神奈川県藤沢市鵠沼東 4-6 1F